

商品概要説明書

J Aカードローン（約定返済型）

（平成 30 年 7 月 1 日現在）

商品名	J Aカードローン（約定返済型）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">○当 J A の組合員の方。（組合員でない方は J A 所定の出資金を払い込むことにより組合員となれます）○ご契約時の年齢が満 20 歳以上 70 歳未満の方。○原則として、前年度税込年収が 200 万円以上ある方（農業者の方は 150 万円以上）（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。○原則として、勤続（または営業）年数が 1 年以上の方（親・子・関連会社への転籍は連続勤務とみなす）。ただし、新卒の農業者、給与所得者および年金受給者の方は勤続年数を問いません。○借入比率が 150% 以内。○本ローンと J A 無担保借入金の合計が 1,000 万円以内。（リフォームローンを含めた場合は 1,500 万円以内）○生活の本拠が定まっている方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。○当 J A（他 J A を含む。）との間でカードローン取引を行っていない方。また、J A ワイドカードローンとの併用はできません。○当 J A が指定する保証機関（大阪府農業信用基金協会）の保証が受けられる方。○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○生活に必要な一切のご資金とします。
契約金額	○10 万円以上 50 万円以内とし、10 万円単位とします。 ただし、①借入比率が 50% を超える場合、②返済比率が 25% を超える場合は J A 所定の方法で算出した金額の範囲とさせていただきます。
契約期間	○ご契約日から 2 年後の応答日の属する月の末日（休日の場合は翌営業日）までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当 J A がその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに 2 年間延長するものとし、以後も同様としますが、満 70 歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。
借入利率	○変動金利とします。 ○お借入利率は、3 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日および 12 月 1 日の基準金利（短期プライムレート）により、年 4 回見直しを行い、基準日の翌月の第 3 月曜日（休日の場合は翌営業日）から適用利率を変更いたします。 ○お借入利率には、年 1.7% の保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。

返済方法	<p>○約定返済 毎月●日（J A所定の日、休日の場合は翌営業日）を約定返済日とし、前月約定返済日現在のお借入残高が1万円未満の場合は前月約定返済日現在のお借入残高を、前月約定返済日現在のお借入残高が1万円以上50万円以下の場合は1万円を返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。</p> <p>○任意返済 毎月の約定返済のほかに、当J A窓口あるいはATMからカードローン口座へ随時ご入金（ご返済）いただくことも可能です。ただし、随時ご入金（ご返済）いただきましても毎月のご返済（約定返済）をされたことにはなりませんので、次の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落としが行われます。</p>
利息の計算方法	○毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算とします。
担保	○不要です。
保証人	○当J Aが指定する保証機関（大阪府農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または金融共済部（電話：0120-29-3925）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）（※） そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会（詳しくは上記当組合金融共済部にお問い合わせください。） 公益社団法人 民間総合調停センター（大阪府）（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記J Aバンク相談所にお申し出ください。） ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。</p>

	<p>ません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当 J Aおよび当 J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○その他ご不明の点がございましたら、当 J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p>

J Aいずみの

- (注) 1 借入比率は、前年度税込年収に占める本ローンと無担保借入金の合計の割合。
 2 返済比率は、前年度税込年収に占める全ての借入金の年間返済額の割合。